

## ニューカレドニアにおける感染防止措置（非居住者の入国禁止）

### 【ポイント】

● 3月19日、ニューカレドニア政府はコロナウイルス感染拡大防止のため新たな感染防止措置として、ニューカレドニア非居住者の外国人に対して入国を禁止する措置を発表しました。

### 【内容】

1 3月19日、ニューカレドニア政府はコロナウイルス感染拡大防止のため新たな感染防止措置として、ニューカレドニア非居住者の外国人に対して入国を禁止する措置を発表しました。19日以降、ニューカレドニアに滞在している方以外の外国人は入国できませんのでご注意ください。

2 また、ニューカレドニア居住者についても航空便に搭乗する際に健康を証明する3日以内の診断書を提示する必要があるため、ラントゥータ空港（ヌメア国際空港）に到着後、14日間の自己隔離措置が義務付けられています。

3 ニューカレドニアに滞在している皆様は、対人距離の確保（1メートル以上）、頻繁かつ綿密な手洗い、アルコール消毒液の利用、握手・ビズの回避等の感染予防措置の励行を心がけてください。

### 【参考となるサイト】

○ニューカレドニア政府の新型コロナウイルス特設ページ

<https://gouv.nc/actualites-et-espace-presse/info-coronavirus-covid-19>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○ニューカレドニア観光局の新型コロナウイルス特設ページ

<https://www.newcaledonia.travel/ja/coronavirus>

○世界保健機関（WHO）ホームページ

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

### 【問い合わせ先】

●在フランス日本国大使館

Ambassade du Japon en France

7, avenue Hoche 75008 Paris

代表電話：01-4888-6200（海外からは+33-1-4888-6200）

Web：[https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email：[consul@ps.mofa.go.jp](mailto:consul@ps.mofa.go.jp)

●在シドニー日本国総領事館

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney NSW 2000Australia

代表電話（61-2）9250-1000

Fax（61-2）9252-6600

Web：[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email：[japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>